

金 城 大 学 学 則

第一章 総則

(目的及び使命)

第1条 金城大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、文化の向上及び社会の福祉に寄与する人材を育成することを目的とする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 第3条に定める各学部及び学科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、「遊学の精神の涵養」、「良妻賢母の育成」という建学の精神及び「明日の福祉社会を先導する福祉のリーダー的存在の養成」という設立の理念に基づき、次の各項に定める。

- 2 人間社会科学部社会福祉学科は、福祉に関する領域の専門性を高め、福祉、医療又は教育において高度化、多様化するニーズに対応できる知識・技術等を習得し、福祉、医療、教育現場等において福祉の心を持ったエキスパートとして指導的役割を果たせるような人材養成を目的とする。
- 3 人間社会科学部子ども教育保育学科は、福祉に関する領域の専門性を高め、福祉、保育又は幼児教育において高度化、多様化するニーズに対応できる知識・技術等を習得し、福祉・教育現場等において福祉の心を持ったエキスパートとして指導的役割を果たせるような人材養成を目的とする。
- 4 医療健康学部理学療法学科は、理学療法、心身の健康、医療に関する領域の専門性を高め、健康の維持・増進等も含む高度化、多様化する理学療法の業務に対応可能であり、医療・福祉関係職員との適切な連携がとれ、リハビリテーション現場において指導的役割を果たせるような人材養成を目的とする。
- 5 医療健康学部作業療法学科は、作業療法、心身の健康、医療に関する領域の専門性を高め、健康の維持・増進等も含む高度化、多様化する作業療法の業務に対応可能であり、医療・福祉関係職員との適切な連携がとれ、リハビリテーション現場において指導的役割を果たせるような人材養成を目的とする。
- 6 看護学部看護学科は、看護に関する領域の専門性を高め、健康の維持・増進等も含む高度化、多様化する看護業務に対応可能であり、医療・福祉関係職員との適切な連携がとれ、医療現場において指導的役割を果たせるような人材養成を目的とする。

(目的達成と評価及び公表)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前2条の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本学は、教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受け、その結果を公表するものとする。

3 前2項の点検及び評価に関する事項とその結果公表の実施体制等については、別に定める。

(教育研究活動状況の公表)

第2条の2 本学は教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を公表するものとする。

2 前項の公表を行うにあたっての実施体制等については、別に定める。

(教育内容等の改善)

第2条の3 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の組織については別に定める。

第二章 大学の組織

(学部、学科、入学定員等)

第3条 本学に設置する学部、学科、入学定員等は、次のとおりとする。

人間社会科学部 社会福祉学科

入学定員 90人 編入学定員5人 収容定員370人

人間社会科学部 子ども教育保育学科

入学定員 70人 編入学定員5人 収容定員290人

医療健康学部 理学療法学科

入学定員 60人 収容定員240人

医療健康学部 作業療法学科

入学定員 30人 収容定員120人

看護学部 看護学科

入学定員 80人 収容定員320人

(大学院、研究科、専攻、入学定員等)

第3条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。

総合リハビリテーション学研究科 総合リハビリテーション学専攻(修士課程)

入学定員 5人 収容定員10人

3 大学院の学則は、別に定める。

(専攻科、入学定員等)

第3条の3 本学に、次に掲げる専攻科を置く。

公衆衛生看護学専攻科

入学定員 10人 収容定員10人

2 専攻科について必要な事項は、別に定める。

(短期大学部)

第4条 本学に、短期大学部を併設する。

2 短期大学部の学則は、別に定める。

(図書館)

第5条 本学に、図書館を置く。

2 図書館について必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第6条 本学に、事務組織を置く。

2 事務組織について必要な事項は、別に定める。

第三章 教職員組織

(職員)

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

2 本学に、副学長を置くことができる。

3 本学に、客員教授、非常勤講師等を置くことができる。

4 本学に、名誉教授を置くことができる。

(職員組織)

第8条 学部に、学部長を置く。

2 図書館に、図書館長を置く。

3 事務局に、局長、部長及び課長を置く。

第四章 教授会

(教授会)

第9条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第10条 教授会は、学長、学部長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会は、准教授、講師、助教その他の職員を構成員に加えることができる。

(教授会の役割)

第11条 教授会は、教育研究に関する事項を審議する。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、別に定める教育研究に関する重要な事項

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(規程への委任)

第12条 その他教授会の組織及び運営に関し必要とする事項については別に定める。

第五章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に各学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第15条 本学における休業日を次のとおり定める。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

学園創立記念日 11月4日

2 春季・夏季・冬季の休業日については、年度ごとに学長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

(授業日時数)

第16条 授業日時数は、試験等の日時を含め、年間35週を下らないものとする。

第六章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第17条 本学の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第18条 学生は8年を超えて在学することはできない。

第七章 入学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は原則として毎学年の始めとする。

(入学することのできる者)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等教育卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格にしたものを含む。）
- (8) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第21条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第22条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(再入学)

第23条 本学に1年以上在学して退学した者が、再入学を希望するときは、欠員のある場合に限り選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の再入学を許可するときは、退学前に取得した単位の全部又は一部を既に取得したものと認めることがある。

3 その他再入学に必要な手続は別に定める。

(転入学)

第24条 他の大学に1年以上在学した者が、本学に転入学を希望するときは、欠員のある場合に限り選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

2 その他転入学に必要な手続は別に定める。

(編入学)

第25条 本学の第3学年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する編入学者選抜試験に合格した者とする。

(1) 大学及び短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(2) 大学に2年以上在学し、62単位以上を取得した者

(3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者

2 前項にかかわらず、子ども教育保育学科の編入学者は、入学前に保育士資格を取得していなければならない。

3 編入学者の修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えることができない。

4 その他編入学に必要な手続は別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第26条 入学者選抜の結果に基づき、合格通知を受けた者は、指定の期間内に入学料その他の学納金、及び本学の指定する書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項に定める入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第27条 本学に入学を許可された者は、所定の誓約書に保証人連署のうえ、本学の指定する期間内に提出しなければならない。

2 保証人は、入学者の父母又は後見人であって学生の在学中の一切の事項について責任を負わなければならない。保証人が死去し、あるいはその資格を失った場合は、あらためて2週間以内に本条第1項の手続を経なければならない。

第八章 教育課程及び単位

(授業科目の区分)

第28条 授業科目は、基礎科目、主題科目、専門基本科目、専門展開科目、留学生科目及び

教職科目に分ける。

(教育課程)

- 第29条 本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表1、別表1の2、別表1の3、別表1の4、別表1の5及び別表2のとおりとする。
- 2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを別に定めるところにより4年に配当して編成する。
 - 3 授業科目の履修方法及び単位の修得については別に定める。

(教職課程)

- 第30条 前条に定めるもののほか教職に関する科目を置く。
- 2 授業科目及び単位数等は、別表2のとおりとする。

(単位の計算方法)

- 第31条 単位の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学の定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習又は実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 前3号の規定にかかわらず、卒業論文、事例研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

- 第31条の2 授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。
 - 3 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
 - 4 第2項の授業により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位の授与)

- 第32条 本学は、授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ所定の単位を与える。
- 2 単位認定の方法は、試験、論文などの方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。

3 試験に関する規定は別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第32条の2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を設ける。

2 前項に関し必要な事項は別に定める。

(成績)

第33条 試験等の成績評価は、秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 前2項の実施に関して必要な事項については別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 本学は教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与える。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数を合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関して必要な事項については別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 本学は教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与える。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外については、第34条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項の実施に関して必要な事項については別に定める。

(副専攻)

第36条の2 本学は、特定課題に関する科目で構成する科目群(以下「副専攻」という。)を

設定し、その学習成果を認定することができる。

2 副専攻に関し必要な事項は別に定める。

(資格)

第36条の3 教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、教育職員免許法に定める単位を修得しなければならない。

2 前項の免許状の種類は次のとおりとする。

高等学校教諭一種免許状（福祉）

幼稚園教諭一種免許状

3 社会福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

4 介護福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

5 保育士資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

6 理学療法士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

7 作業療法士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

8 看護師国家試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

9 第1項及び前6項以外の資格及びその履修方法については、別に定める。

第九章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第37条 疾病その他やむを得ない事情により3カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第38条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし特別の事由があると認められた者にあつては、引続きさらに1年まで延長することができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復学)

第39条 休学期間満了のとき、又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第40条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第41条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第17条に定める修業年限に含めることができる。

(転学部等)

第41条の2 他の学部へ転学部及び他学科への転学科を志願する者があるとき、選考の上、学長は許可することができる。

2 転学部及び転学科について必要な事項は別に定める。

(退学)

第42条 退学しようとする者は、所定の様式による退学願を学生証とともに提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第43条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第18条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第38条第2項に定める休学期間を超えて、なお復学できないとき。

(3) 第55条に規定する授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第十章 卒業及び学位授与

(卒業)

第44条 本学に4年以上(第25条の編入学者は2年以上)在学し、かつ第29条に定める単位を修得した者については、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第45条 本学を卒業した者には、次の学位を授与する。

人間社会科学部社会福祉学科 学士(社会福祉学)

人間社会科学部子ども教育保育学科 学士(子ども教育保育学)

医療健康学部理学療法学科 学士(理学療法学)

医療健康学部作業療法学科 学士(作業療法学)

看護学部看護学科 学士(看護学)

第十一章 賞罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長が表彰する。

(罰則)

第47条 本学の学則若しくは諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長が懲戒する。

- 2 前項に規定する懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由なく出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第十二章 厚生補導及び厚生施設

(厚生補導)

第48条 本学は、学生の福利厚生並びに学生生活全般の指導の適切かつ円滑な実施を行うものとする。

- 2 前項の厚生補導の運営等に関する規則は別に定める。

(保健管理)

第49条 本学に保健室を置き、学生の保健管理を行う。

第50条 (削除)

第十三章 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第51条 大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、特定事項について本学において研究することを志願する者がいるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。
- 3 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第52条 本学において開設する授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望するものがあるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目について、試験その他の方法により合格と認定された者には所定の単位を授与する。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第53条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に正規学生・科目等履修生・研究生として入学を志願する者は選考のうえ入学を許可する。

- 2 前項の規定により入学を許可された者のうち、正規学生に対しては、第28条に定めるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する科目を開設することがある。
- 3 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

(海外帰国子女)

第54条 海外帰国子女に関する入学については前条に準じて取り扱うことができる。

第十四章 学費

(学費)

第55条 入学検定料、入学金、授業料等は、次のとおりとする。

人間社会科学部

入学検定料	30,000 円
入学金	200,000 円
授業料	650,000 円 (年額)
教育充実費	320,000 円 (年額)

医療健康学部

入学検定料	30,000 円
入学金	200,000 円
授業料	960,000 円 (年額)
教育充実費	320,000 円 (年額)

看護学部

入学検定料	30,000 円
入学金	200,000 円
授業料	960,000 円 (年額)
教育充実費	320,000 円 (年額)

2 前項にかかわらず、大学入学共通テストを利用する入学者選抜試験の入学検定料は、次のとおりとする。

16,000 円

(授業料等の納付)

第56条 授業料及び教育充実費は、2期に分けて指定する期日までに納入しなければならない。

(納入期限延期等)

第57条 やむを得ない理由のため授業料等の納付が困難となった者については、願い出により納付期限を延期し、また分納を許可することがある。

(退学等の場合の授業料)

第58条 学期の途中で退学若しくは除籍された者、又は停学中の者は当該期の授業料及び教育充実費全額を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第59条 休学した者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料及び教育充実費を免除することがある。

2 休学期間の延長を認められた者の学費及びその納入については別に定める。

(その他の費用)

第60条 実験実習費並びに免許及び諸資格の取得に必要な費用は別に徴収する。

2 前項に規定する納入金の種類、納入に必要な手続等については別に定める。

(授業料等納入金の不還付)

第61条 既納の授業料等の納入金は理由の如何を問わず還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が所定の手続により、所定の期間内に入学辞退を申し出た場合、既納の授業料を返還する。

第十五章 公開講座、大学の社会開放及び国際交流

(公開講座等)

第62条 本学は、地域住民の文化と生活の向上並びに生涯学習の要望に応えるため、公開講座等、必要な事業を行うことができる。

2 前項の事業に関して必要な事項は、別に定める。

(大学の社会開放)

第63条 本学は、学生の修学を妨げない範囲で、本学の有する諸施設及び教育研究機能を地

域住民の利用に供することができる。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(国際交流)

第64条 本学は、教育研究上必要と認めた場合には、外国の大学及び研究機関等との教育研究上の交流に関する協定を締結し、又は交流事業を行うことができる。

- 2 前項に場合において必要な事項は、別に定める。

第十六章 雑則

(補則)

第65条 この学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手続きその他、その執行について必要な細則は別に定める。

附 則

この学則は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する学生定員のうち、社会福祉学科の編入学定員は、平成20年度までの間は次のとおりとする。

	平成19年度	平成20年度
社会福祉学科	10人	10人

- 3 第3条の規定は、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前に入学した者（平成19年度及び20年度の編入学を含む）については、なお従前の例による。第3条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
社会福祉専攻	160人	320人	485人
こども専攻	50人	100人	155人
社会福祉学科	640人	420人	210人

- 4 平成18年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成20年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この学則は平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成21年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この学則は平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 平成22年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

- この学則は平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 平成23年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

- この学則は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第3条の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者（平成24年度及び25年度の編入学を含む）については、なお従前の例による。第3条の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
社会福祉専攻	630人	610人	590人
こども専攻	210人	210人	210人
理学療法学科	305人	290人	275人
作業療法学科	35人	70人	105人

- 平成24年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第3条の規定は、平成27年度入学者から適用し、平成26年度以前に入学した者（平成26年度及び平成27年度の編入学を含む。）については、なお従前の例による。第3条の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
社会福祉専攻	550人	490人	450人
こども専攻	210人	210人	210人
理学療法学科	275人	260人	260人

作業療法学科	105人	140人	140人
看護学科	80人	160人	240人

- 平成26年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、学長が別に定めるものとする。

附 則

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 第45条の規定は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前に入学した者（平成28年度及び平成29年度の編入学を含む。）については、なお従前の例による。
- 平成27年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、学長が別に定めるものとする。

附 則

- この学則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 第3条の2の規定は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 平成28年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 第3条の規定は、平成30年度入学者から適用し、平成29年度以前に入学した者（平成29年度及び平成30年度の編入学を含む。）については、なお従前の例による。第3条の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度までの間の収容定員は次のとおりとする。ただし、下記の社会福祉学科の収容定員には社会福祉専攻及びこども専攻所属の学生を含まない。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
社会福祉専攻	310人	210人	105人
こども専攻	160人	110人	55人
社会福祉学科	90人	180人	275人
子ども福祉学科	70人	140人	215人

理学療法学科	255人	250人	245人
作業療法学科	135人	130人	125人
看護学科	320人	320人	320人

- 平成29年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、学長が別に定めるものとする。

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 平成30年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、学長が別に定めるものとする。

附 則

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 平成31年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、学長が別に定めるものとする。

附 則

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 令和2年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、学長が別に定めるものとする。

附 則

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 令和3年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、学長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第55条の規定は、令和5年度入学者（令和5年度編入学生を含む。）から適用する。令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 令和4年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、学長が別に定めるものとする。